

緊急地域雇用特別交付金事業等について

平成11年9月6日
産業部

1 緊急地域雇用特別交付金事業について

(1) 趣旨

現今の雇用失業状況の厳しさを踏まえ、臨時応急の措置として、国は「交付金」を都道府県に交付し、県は基金を造成し、この基金の活用により、県や市町村の創意工夫により事業を行い、雇用・就業機会の創出を図る。国は第1次補正予算に2,047億円を計上し、約30万人の雇用創出を目指している。

(2) 事業主体

都道府県 (国から岩手県への交付見込額 22億4,100万円)

(3) 事業の内容

- ① 雇用・就業機会の創出を図るため、民間企業やNPO(特定非営利活動法人)等に対する委託により行う事業
- ② 雇用・就業機会の創出を図るため、自ら行うことができる事業
- ③ 上記の事業を行う市町村へ補助金を交付する事業(10/10補助)

○委託事業の内容

- ・ 教育、文化、福祉、環境など緊急に実施する必要性が高い事業
- ・ 新規に雇用・就業を生ずる効果の高い事業
- ・ 新たに実施する事業

○自ら行うことができる事業の内容

- ・ 学校教育の一環として行われる、臨時講師による情報教育・外国語教育等
- ・ 直接雇用しなければ実施が困難なものとして、労働大臣と知事が協議して定めたもの

(4) 事業期間

平成14年3月31日まで

(5) 市の対応

9月補正予定額 56,126千円(8事業) 想定雇用人数 延べ 4,270人

新庄墓園) テスル
若山 8事業
スクーレヘルパー etc.

12年 1月 2000万 13年?
スクーレヘルパー 一算は3127万
これから審議といつては客ひどく、といふことにアマゾン新店にてアントー新店にて

2 盛岡市工場等設置奨励条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

工場等の新設及び拡充に伴い、新規に市内居住者を雇用した事業者に対して交付する雇用奨励金の交付要件を緩和し、かつ交付金額を引き上げるものである。

(2) 主な改正内容

| | 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------|----------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | 新 設 | 拡 充 | 新 設 | 拡 充 |
| ① 投下資本 | 1億円 以上 | 2,500万円以上 | 5,000万円以上 | 2,500万円以上 |
| ② 雇用人数 | 21人 以上 | 6人 以上 | 10人 以上 | 5人 以上 |
| ③ 交付金額 | 一人 10万円 | 一人 5万円 | 一人 20万円 | 一人 10万円 |
| ④ 雇用期間 | 操業開始日から1年以上の 継続雇用 | | 操業開始日から6月以内に雇用し, 1年以上の継続雇用 | |

※適用期間

上記①～③は、平成11年10月1日から平成13年3月31日の間に雇用の開始があった場合について適用する期間限定。また、④は平成11年10月1日から適用する。

3 盛岡市中小企業雇用奨励金制度について

(1) 制度の趣旨

創業・異業種進出に伴い、新たに労働者を雇用した中小企業者に対し、労働者6人を限度にその賃金の1/3を1年間助成する国の「中小企業雇用創出入材確保助成金」を受給する中小企業者が、助成金対象限度の6人を超えて市内居住者を新規雇用した場合、盛岡市が一定の要件のもとに雇用奨励金を交付する。

(2) 主な内容

| | |
|--------|--|
| ① 対象者 | 国の助成金を受給する中小企業者 |
| ② 交付金額 | 国の助成金支給対象限度の6人を超えた新規雇用労働者1人に つき10万円を交付（限度額 100万円） |
| ③ 雇用期間 | 1年以上の継続雇用 |
| ④ 適用期間 | 平成11年10月1日から平成13年3月31日の間に雇用の開始があつた場合 |